平成２６年（フ）第２１５３号
大阪府守口市南寺方東通２丁目９番８号
債務者　西村　昌晃
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１７５号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目17番９号
債務者　峯　　勝已
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２１９０号
大阪市住吉区殿辻１丁目３番14号　リベルテコーポ保澤405号、前住所大阪市住吉区南住吉４丁目10番２―703号
債務者　橋本　明美（旧姓末廣）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２２１７号
大阪府守口市日吉町２丁目13番４―501号
債務者　脇田　文明
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２３５７号
大阪市平野区加美東５丁目９番５号　タクティ加美101
債務者　松本　　直
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５１３号
大阪市都島区高倉町２丁目８番18号　シルキーマンション201号
債務者　藤田　鉱一
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５２４号
大阪市北区中崎西４丁目３番４―1007号
債務者　濵口　佳久
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２５４７号
大阪市天王寺区味原町14番４―707号
債務者　久禮　貴史
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６７３号
大阪市住吉区大領４丁目４番10―208号
債務者　島田美枝子
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６７６号
大阪府枚方市北中振１丁目12番17―23号、前住所大阪府枚方市出口３丁目６番20号
債務者　栗山　義則
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６８８号
大阪府寝屋川市石津南町26番４号
債務者　中原　保夫
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９１号
大阪府箕面市箕面２丁目１番８号
債務者　奥野三ツ男
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９４号
大阪市東住吉区住道矢田９丁目18番13号パルコートＫＵＳＡＫＡ　302号
債務者　笛田　恵美（旧姓山﨑）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第２６９６号
大阪市東住吉区桑津３丁目15番24号
債務者　橋本　恵美（旧姓島津）
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２号
島根県大田市静間町161番地19
債務者　田中　俊之
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２６年（フ）第１１５号
岡山県井原市美星町明治5652番地
債務者　藤原　和子
1　決定年月日時　平成26年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月22日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２６年（フ）第３６号
福島県喜多方市山都町字広古屋敷2799番地１、前住所東京都西東京市田無町２丁目17番８―202号
債務者　薄　　貴裕
1　決定年月日時　平成26年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月25日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係